

平成27年1月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成27年1月9日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	更井 寛司	11番	小谷 清雅	12番	皿田 功		
13番	田渕 宏	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一		
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	青木 登
21番	那須 京子	23番	上森 力	24番	寒川 加代子		
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治	28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	35番	矢敷 勇氣男				
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強				

欠席者	10番	丸屋 弘吉	14番	中山 敏久	22番	那須 克
	34番	中村 洋子	36番	松本 忠巳	39番	蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 16番 杉若 陽一 17番 泉 雅行

議長 長

皆さん、明けましておめでとうございます。皆さんいかがな正月をお過ごしになったか、楽しい正月だった事だろうと思います。過ぎた1年は短いんですけども、行く1年間は長いです。皆さんどうぞ健康にも留意して、また農業委員会への発展に心遣いいただきたいと思います。それでは、早速定例委員会を始めさせていただきます。まず最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告がございます。事務局の説明をお願いします。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は1,517㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年12月16日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は872㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年12月16日です。以上、2件報告させていただきます。

議長 長

はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議長 長

無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の706㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使

用貸借の水稲、期間は平成27年2月1日から平成37年1月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の8, 397.67㎡、貸手は、〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のミカンと梅、期間は平成27年2月1日から平成37年1月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 517㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年2月1日から平成37年1月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の977㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇m、使用貸借の梅、期間は平成27年2月1日から平成30年1月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の1, 556㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年2月1日から平成31年12月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4, 843㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万5千円口座払い、期間は平成27年2月1日から平成33年1月31日、更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の3, 016㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年2月1日から平成30年1月31日、更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の226㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年2月1日から平成30年1月31日、更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他7筆、田の8, 147㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間2万5千円口座払い、期間は平成27年2月1日から平成30年1月31日、更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 130㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年2月1日から平成30年1月31日、更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の915㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1万円持参払い、期間は平成27年2月1日から平成28年1月30日、更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の1, 782㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成27年2月1日から平成30年1月30日、更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の903㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成27年2月1日から平成33年1月31日、新規です。合計13件、28筆、34,115.67㎡、貸手9名、借手11名です。この13件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

はい。有難うございます。それでは逐条審議をお願いしますが、9番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、9番を除いて逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この案件は、〇〇〇〇さんが近くでいろいろと作って実績もございますので、問題ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんはもう年齢も61か2歳で、お母さんが90歳近いという事で、〇〇〇〇の方に借りていただくという事で、暮れにマイクロバスで20人程の生徒さんが来て畑の蔓とかを手入れしていて、〇〇〇〇さんの畑を借りるという事で、大変有り難い事やなと感じが致します。異議はございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇〇〇さんは、〇〇でサラリーマンをしています。それでこの隣さんは〇〇〇の方で、〇〇〇〇さんの娘さんが嫁っています。〇〇〇の人ですけども、今は〇〇〇で青年就農者でこちらへ住んでいます。異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんはもう親族等が無くなって、維持管理をするのがいどこ、はどこについても管理をようしないという事で放棄地でありました。〇〇〇〇さんについては、青年就納者で活躍しておるんですけども、荒れた土地を耕作していただいておりますので異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇ですんで何ら問題はないんですけども、終期が12月31日になっているんですけども、これは何か訳があるんですか。

農振課 尾崎 初め1月1日からとされていたんですけども、書類の提出が遅くなりまして2月1日からにされたんですけども、終期はそのままでいってくださいという事でございました。

〇〇番 委員 分かりました。異議ないです。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですんで何ら問題ありません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番の〇〇〇〇さんと8番の〇〇〇〇さんはご夫婦で、今体調を壊されていまして、7番、8番、10番、11番と更新ですので異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は〇〇〇のほうでは4町歩以上作っていますんで、異議はございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇の案件につきましては、〇〇〇〇さんが高齢で娘さんが作ってたんですけども、もうよう作らんなどという事で探していたところ、〇〇〇の〇〇〇〇さんが作ろうという事で、この方は今年の9月に同じ〇〇〇で2反程借りているという事で、今現在規模拡大中らしいです。特に問題ございません。

議 長 はい、以上12件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、〇〇〇〇委員さん退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員退席)

- 議長 はい、9番。
- 〇〇番委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんらは、近所でも作る人が正直言って少ない為、このように耕作しております。異議はございません。
- 議長 はい、9番1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、利用権設定の審議は終了しました。有難うございました。
- (〇〇〇〇委員着席)
- 議長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、10番の丸屋吉弘委員さん、14番の中山敏久委員さん、22番の那須克委員さん、34番中村洋子委員さん、36番松本忠巳委員さん、39番蔭地明一委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、16番の杉若陽一委員さん、17番の泉雅行さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは、議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,541㎡、他2筆、合計面積4,174㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は5,318㎡、他3筆、合計面積24,433㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は登記簿280㎡の内163.63㎡、他11筆、合計面積は登記簿16,533㎡の内16,416.63㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、11年間の使用貸借設定です。経営移譲です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は99㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は119㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は409㎡、他3筆、合計面積は1,785㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は151㎡、他2筆、合計面積は866㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分3分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、

持分3分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分3分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上7件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 長 それでは逐条審議ですが、5番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて6件の逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい〇〇番〇〇です。1番につきましては、〇〇〇〇さんは息子さんの方が亡くなられてまして、孫さんに贈与するという事で、異議はございません。

議長 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい〇〇番〇〇です。2番の案件ですけれども、〇〇〇〇君は学校を卒業してから就農してまして、もう結婚もされ子供もおられまして、いろんな意味で頑張っています。異議ありません。

議長 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。再設定で異議ございません。

議長 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番の案件ですが、異議ございません。

議長 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。本件については異議ございません。

議長 長 はい、7番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。異議ございません。

議長 長 はい、以上3条申請6件とも異議なしとのことですので。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、〇〇〇〇委員さん退席をお願いします。
(〇〇〇〇委員退席)

議長 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんの実家の隣接地を購入したいという事で、特に異議ございません。

議長 長 はい、5番1件異議なしとのことですのでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議長 長 続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は544㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設544㎡です。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。

この土地は、都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は登記簿877㎡の内578.35㎡、他に1筆ございまして、合計面積は登記簿931㎡の内632.35㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設632.35㎡です。着工日、工事期間は許可の日より8か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種中高層居住専用地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は登記簿2,024㎡の内300㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設、300㎡です。着工日、工事期間は許可の日より2か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。周囲を川と住宅地に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請3件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1月7日の朝から現地調査に行っていました。〇〇〇〇委員さんと共に、愛須局長と小倉係長の4人で、行程的には本宮、龍神と長い行程となりましたが、寒い日でしたが晴天にも恵まれて快適に行っていました。まず、4条申請の1番でございますが、後で5条申請で関連も出てまいりますけども、太陽光発電に伴う申請でございます。場所は〇〇〇会館から東へ70m、現況は畑、野菜等を作っておられました。東側は里道・畑、南側は市道、西側が宅地・市道、北側は畑・市道となっております。周辺に及ぼす影響も全くみられないところから問題は無いかと思えます。次に2番、〇〇〇になりますが、場所は〇〇〇〇手前100m、行き届いた梅畑が広がってまいりました。周辺は、東側が山林、南側が梅畑、西側は市道、北側は山林・宅地等となっております。一段下がった畑になっておりますけども、日当たりも良く太陽光発電も出来るんじゃないかと思われました。次に3番、〇〇〇になりますが、場所は〇〇〇から北へ300mの県道沿いがありました。現況は畑、東側は市道、南側が畑、西側は本人所有の畑と山林、北側が雑種地・山林等となっております。35年生以上の梅が植わってございまして、なかなか大変だという事で太陽光発電をしたいという事で、ちょっと日当たりが余りよろしくないかと思えますが、面積的にも十分ありますので申請どおり何も問題ないかと思えます。以上でございます。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この〇〇〇の件につきましては、ただ今〇〇〇〇委員か

ら説明いたしたとおりであります。周辺の同意もございまして、三方を市道に囲まれておまして、切土、盛土も殆ど無しで、ほぼ現状のままで太陽光発電施設を設置できるという事で、周囲への影響は殆どないと思われまますので、問題はないと思われまます。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、2番。

〇〇番〇〇です。この物件については、お父さんとお母さんが作っておったんですけども、お父さんが亡くなられて、お母さんが高齢で一人暮らしですので、息子さんは〇〇〇県の方から日曜日におったんですけども、無理がきているので、出来れば太陽光発電をしたいという事で異議はございませぬ。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。

〇〇番〇〇です。3番について異議はございませぬ。

議 長

はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は42㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設42㎡です。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は72㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設72㎡です。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。賃貸借設定20年間でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は669㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は診療所201㎡、駐車場468㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。賃貸借設定20年間でございます。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は野菜畑、面積は191㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、住宅1棟62㎡、作業場・法面129㎡です。着工日、工事期間は許可日より1年以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第二種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農

地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は559㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設559㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。期間の定めのない使用貸借設定です。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は520㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場520㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。川に囲まれた農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は737㎡、他1筆、合計面積は1,495㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、使用目的及び規模は分譲住宅8棟501.88㎡、道路・駐車場・庭等993.12㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。川に囲まれた農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は雑種地、面積は143㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場の法面143㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。始末書の添付がございまして、内容は、駐車場の法面として利用していたものであるが、雨水等により土崩れを起し、隣接地に迷惑をかける恐れがあり、放置しておくとともに拡大する危険性があつたのでやむを得ずブロック積みをして法面の保護を行なったものでございます。この土地は、〇〇〇から200m以内にある農地で、第3種農地です。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上8件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。まず、5条申請1番の〇〇〇の件ですけれども、これは先程も審議を行なっております4条申請の1番目の〇〇〇と一体として使われるという事で、この案件につきましても太陽光発電施設の転用という事で譲渡を受けるものでございます。東側、西側、北側が何れも市道でございまして、あと周辺に普通畑があるんですけども、これも同意書がございまして、計画内容としては、太陽光パネルが144枚、44.35kwという事で比較的小規模なもので、切土・盛土はございません。整地のみで周囲にフェンスを設置するという事で、排水等については雨水は自然浸透という事になってございます。特に問題はないと思われまして、次2件目の〇〇〇の件ですけれども、これも1番の案件と一体的に利用する為に賃貸借と

いう事で、〇〇〇〇さんからお借りをして3筆あわせてここに太陽光発電施設を設置するという事でございます。1番でも申し上げましたが、三方を道路に囲まれておりますし、西側には譲受人の所有地もございますので、特に問題ないと思われま。内容につきましては1番の案件と同じでございます。次に3番でございますけども、これにつきましては、診療所の用地として造成をしたいという事でございます。申請場所は〇〇〇の南100mで、かなり広い道路に隣接しております、現況は休耕畑になってございます。東側に県道〇〇〇線、西側に賃貸人の畑、南側に水田、これは同意がございます。北側は市道という事で、比較的、角地で良い宅地になるのかなと思えます。20年間の賃貸借契約という事で、ここに診療所を立てて他は駐車場に利用するという事で、一部切土、盛土という事ですが簡単に造成は済むと思えます。あとは整地とアスファルト舗装、西側にU字溝を設置するという事です。排水は合併浄化槽で処理を行なうと同時に雨水と北側の市道側溝に処理をするという事で、特に問題はないと思われま。次に4番ですけども、場所は〇〇〇の南100mにあるJRの線路沿いになります。現況は普通畑、この譲渡人の〇〇〇〇さんは高齢で維持に苦慮しており、譲受人は隣接の宅地に新たに従業員住宅を建築するのに敷地が不足するので、この〇〇〇〇さんから譲り受けるという事になります。規模は、鉄筋コンクリートの2階建て1棟と物置、作業場でございます。盛土は50cmから90cmで周囲にU字溝を設置するという事でございます。排水は合併浄化槽と雨水は新設するU字溝で入口の市道側溝に流すという事で、これについても問題がないと思われま。次に5番目の案件でございます。申請の場所は、〇〇〇の農業集落排水処理場の近くにあります、現況は梅畑ですけども、現況調査に行った時には既に伐採済みでありました。隣接の状況は、東側は公衆用道路ですがまだ個人名義という事でその方の同意もあります。西側、南側は畑、北側は田で同意もござい。地元の水利組合の同意もござい。転用理由は、申請地は細長い形状で元々収穫量が少なく、価格も下落しているので、収入アップをするために太陽光発電施設への転用を申請するという事でございます。太陽光パネル204枚、49.77kw発電で切土、盛土はございませ。整地のみで周辺にフェンスを設置するという事です。排水等は、雨水は自然浸透、南側と西側に既設水路に流すという事で、特に問題はないと思われま。次の6番ですけども、申請場所は〇〇〇橋の南東100mにございまして現況は休耕畑でございます。譲渡人の〇〇〇〇さんが農地の縮小を考えていたところ、譲受人の〇〇〇〇さん、この方の旦那さんが建設会社を営んでいるという事で、会社が資材置場を探していたところ、申請地を譲り受けて夫の会社に貸すという事で、資材置場として転用を申請するというものです。転用内容につきましては、資材、車両あるいは機械の置場にして、あとは通路とか作業場を作るという事でございます。ここも切土、盛土は無く整地のみで、雨水については自然浸透と西側の既設水路へ流すという事ございまして、周辺同意も全部とれておりますし、〇〇〇水利組合の同意もございするので問題はないと思えます。続いて7番で

ございますけども、申請場所は〇〇〇橋の東100mという事で、先程の案件と比較的近い所で現況は梅畑でございます。譲渡人は先ほどと同じ〇〇〇さんで、譲受人は分譲住宅を建てるという事で、適地を探していたところ、学校、幼稚園にも近く日当たりが良いので、今回分譲住宅を申請するために譲渡を受けるという事でございます。転用内容としましては、木造2階建て8棟、それに駐車場、庭、中央に進入路をアスファルト舗装して、盛土につきましては40数cmから70cm必要という事で、あとはこういう施設なので宅造の許可は申請、提出済みで、水路の占有許可は既にいただいております、道路工事の施行承認の許可も既に受けておるといふ事です。排水につきましては、合併浄化槽で処理をする。雨水につきましては、先程中央に進入路をつけると説明させていただいたんですけども、そこに側溝がありますので、その側溝から入口の水路へ流すという事で、この案件についても特に問題ないと思われました。最後の8番の案件ですけども、申請場所は〇〇〇中学校の南200mという事で、〇〇〇公民館の近くでございます。現況は休耕畑なんですけども、駐車場の法面でそこに草がかなり生えているという事で農地という形態ではありませんでした。高さが7m位の急傾斜の法面なんですけども、始末書が添付されているんですけども、以前の災害で申請地の真中に既に2段、7m位の急斜面なので2段に折ってブロックで積んでおりました。下にも家が既にごございますので、迷惑をかけられないという事でやむを得なかったのかなと思います。今回親戚より、上側の駐車場も含めて贈与を受けるという事で、今後、万が一大きな災害があった時に大変なことになるので、この際に、転用してきちっとブロック積みをして法面を保護したいという申請でございます。ブロック積みについては、高さが2.8mの低い所と6.9mのものがございます。共にだいたい5m位の幅で設置をするという事で、雨水については自然浸透という事になりますので、この案件につきましても特に問題はないと思われまます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、2番につきましては、今も説明をさせていただいたとおり、4条申請の1番目の〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇の出身でございます。自分の贈与を受けた土地に太陽光発電をするのに、それだけでは不成型な土地なので一体的に太陽光発電施設を設置したいという事で、1番については〇〇〇〇さんから譲受を、2番につきましては〇〇〇〇さんから20年間の賃貸借で、この3筆を一体的に太陽光発電施設を新設するという事で、特に問題となる事項はございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現調の〇〇〇〇委員の報告のとおりでありますけども、少し補足させてもらいますと、元々花の栽培のビニールハウスがあったんですけども、県道の新設という事で移転になりました。市道と県道の角地にあり先で何かの利用があるだろうという事で、ここを避けてビニールハウスを移転しておりました。今回、〇〇〇〇、〇〇を退職されて診療所を

に書いております雑種地として残ってございました。もう一点宅地になっている所は、宅地の中の離れとして建物が建っている場所で、県道沿いの細長い土地に関しては昭和54年から、また離れが建っている場所に関しては昭和39年からという事でございますので、20年をはるかに超えた年数を経過しておるとい事が見て取れるものでございました。以上でございます。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。今、現調説明者の説明のとおりで、終戦当時には野菜等つくっておられたと思うんですけども、昭和50年にはもう木も生えてとても野菜を作れるような状況ではなかったと思います。別段異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現調委員さんの説明のとおりで異議ございません。

議 長

はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

9ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,633㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。始末書の添付がございまして、内容は、今般、形状変更願を申請するにあたり、申請地については、3年前に県道バイパスの残土を、客土なら形状変更願の申請を出さなくても良いと聞き、入れることに了承しましたが、市道、県道側から土を入れて客土に整備せずに、そのままの状態にしておりました。今回、土の搬入先としての申し入れがあり、全体的に20cmから40cm盛土して梅畑に形状変更願の申請にあたり、3年前に一部土を入れております事をお詫び申し上げます。今後は、このような事のないよう農地法の遵守に務めますので本件につきましては、ご受理くださるようお願いいたします、でございます。2番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,070㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して、梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は614㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して、梅、柚畑に変更したい。着工日、工事期間は許可の日より8か月以内、隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。始末書の添付がございまして、内容は、この度の土地形状変更の件につきまして、知らずしてとはいえ無断で着工に至った事に関して、皆様方には多大なご迷惑をおかけしました事深くお詫び申し上げます。と共に今後この

- 様な事が無い様務めます、でございます。以上、農地の形状変更願3件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番目の案件でございますけども、〇〇〇幼稚園から東へすぐの県道沿いの現況が田圃という所でございます。一部に残土が入っておりますが、それも含めて盛土を20cmから40cm入れ、そして梅畑にするというお話でございます。状況からみて特に周辺への影響は無いかと思われまます。次に2番目ですが、〇〇〇〇から北50mの場所で、現況は田圃でありました。東側に本人さん所有の梅畑がありまして、そこと並ぶようになり縦に長い田圃になっております。西側は他の方の田圃で同意書がございます、南側に用水路、北側に宅地が並んでいる所でございます。水利組合の同意もございませすし、盛土は50cmから70cm入れて新種の梅を作るという事で問題無かろうかと思われまます。次に3番目でございますが、〇〇〇の〇〇〇〇の西100mの所でございます。現況は畑であるんですが、既に着工されておりまして、石積みが二方向に一番高いところでは3m積まれているような状況でございます。東側が市道、南側が宅地と畑、西側が里道と畑、北側が畑となつてございませす。梅と柚子を栽培するということで、始末書もあることなので問題無かろうかと思ひませす以上です。
- 議 長 はい、有難うございませす。それでは逐条審議をお願い申し上げますが、1番に〇〇〇〇委員さんの件がありますので、1番を除き2番から審議をお願いませす。2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の方の説明どおりで、異議ございませせん。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の所見どおりで、もう既に着工されてまして、高い所で3mという事でかなり大掛かりな工事でございますけども、隣接同意もあひませすし、始末書もあるという事で異議ございませせん。
- 議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願2件、異議なしとの事でございます。そのように取り計らつてよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さん退席お願いませす。
(〇〇〇〇委員退席)
- 議 長 それでは1番について、ご審議お願いませす。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の調査委員さんの言われたとおり、隣接から水利の同意もあひませすし問題あひませせん。
- 議 長 はい、1番について異議なしとの事でございます。そのように取り計らつてよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 それでは報告第1号農農地法施行規則第32条第1項1号の規定による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 10ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は280㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、農業用道路33.31㎡、転用面積は33.31㎡です。農地法施行規則第32条第1項1号による届出、以上1件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 11ページをお願いします。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は378.13㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成21年11月12日、理由は〇〇〇〇用地として買収されたためです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は183.54㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成21年11月12日、理由は〇〇〇〇用地として買収されたためです。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は57.16㎡、他1筆、合計面積197.11㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成22年3月4日、理由は〇〇〇〇用地として買収されたためです。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は209.99㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年3月31日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は19.51㎡、他3筆、合計面積31.64㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成24年8月1日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は30㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成21年9月10日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7.39㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成22年7月5日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は30㎡、他1筆、合計面積は39.82㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、

使用貸借の合意解約をした日は平成21年10月13日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6.86㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成21年9月8日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は105.3㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年10月7日、理由は〇〇〇〇として買収されたためです。以上の10件は農業者年金を受給されている方が、農地が減少した場合には届出が必要なのでその届出を出すための合意解約です。古いのが出てきていますが、毎年現況調査時に確認はしているんですけども、今回過去の分を遡って調べた結果出てきたものです。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知、以上10件報告申し上げます。

- 議長 報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議長 ないようでございますので、報告第2号とさせていただきます。続きまして、追加議案がございますが上程させてもらってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議長 長 それでは追加議案②の、報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 議案②の1ページをお願いします。報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は706㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成26年12月14日です。理由は、経営基盤強化促進法による利用権の設定で第三者に貸すためでございます。以上農地使用貸借契約の合意解約通知1件報告申し上げます。
- 議長 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議長 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。12月の県の農業会議に提出をいたしました4条6件、5条12件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして地籍調査の結果について、文里二丁目の一部、上芳養の一部、秋津川の一部でございます。説明お願いいたします。
- 小倉 係長 文里二丁目の一部、上芳養の一部、秋津川の一部の地籍調査結果について報告する。
- 議長 長 はい、只今の報告につきまして、ご質問ご意見ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議長 長 ないようでございますので、報告をさせていただきます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議長 長 無ければ、事務局から何点か報告があるようですのでお願いします。

愛須 局長 中間管理事業についての説明と農業者年金の戸別訪問の説明及びみなべ・田辺の梅システムの世界農業遺産認定を目指してのシンポジウムの案内をする。

議 長 はい、農業者年金に関しましては大変農業経営の厳しい時期でございますけれども、将来のためにひとつに理解していただけるように進めていただきたいと思います。皆さん何かご質問ございませんか。無いようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 5 0 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 6 番委員

1 7 番委員

議 長